

変 更 案	現 行
<p><b>第1章 総論</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 研究開発機関等</p> <p>大学共同利用機関法人及び独立行政法人(物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、海洋研究開発機構)をいう。</p> <p>(4) 所管機関等</p> <p>所管機関(国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院)、認可法人(公立学校共済組合)、特殊法人(日本私立学校振興・共済事業団)及び独立行政法人(国立特別支援教育総合研究所、教員研修センター、大学入試センター、国立女性教育会館、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、大学改革支援・学位授与機構、国立青少年教育振興機構)をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><b>第1章 総論</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 研究開発機関等</p> <p>大学共同利用機関法人及び独立行政法人(物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、海洋研究開発機構)をいう。</p> <p>(4) 所管機関等</p> <p>所管機関(国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院)、認可法人(公立学校共済組合)、特殊法人(日本私立学校振興・共済事業団)及び独立行政法人(国立特別支援教育総合研究所、教員研修センター、大学入試センター、国立女性教育会館、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、国立青少年教育振興機構)をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p><b>第2章 国民保護措置の実施体制の確立</b></p> <p><b>第2節</b></p> <p>1 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部の設置</p> <p>文部科学大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部(以下「対策本部」という。)が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部(以下「省対策本部」という。)設置する。</p> <p>省対策本部の組織、職務代理の順その他省対策本部に関し必要</p>	<p><b>第2章 国民保護措置の実施体制の確立</b></p> <p><b>第2節</b></p> <p>1 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部の設置</p> <p>文部科学大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部(以下「対策本部」という。)が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部(以下「省対策本部」という。)設置する。</p> <p>省対策本部の組織、職務代理の順その他省対策本部に関し必要</p>

な事項については、別に定める。

省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構〕等に省対策本部の連絡窓口等を通知する。

2・3 (略)

な事項については、別に定める。

省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕等に省対策本部の連絡窓口等を通知する。

2・3 (略)

#### 第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項

##### 第2節

##### 1 情報の収集及び伝達

(1) (略)

##### (2) 警報の通知及び伝達

文部科学省・スポーツ庁及び文化庁は、対策本部長より警報の通知を受けた場合には、その内容を所管の指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

警報を通知又は伝達する所管の関係機関の連絡先、連絡方法等については実施要領で定める。

(3) (略)

##### 2 (略)

##### 3 安全の確保に関する措置

##### (1) 避難措置の指示の通知及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、対策本部長より避難措置の指示に関する通知を受けたときは、通知の内容を所管の指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。

(2) (略)

##### 4～9 (略)

##### 10 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、赤十字標章及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成1

#### 第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項

##### 第2節

##### 1 情報の収集及び伝達

(1) (略)

##### (2) 警報の通知及び伝達

文部科学省・スポーツ庁及び文化庁は、対策本部長より警報の通知を受けた場合には、その内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

警報を通知又は伝達する所管の関係機関の連絡先、連絡方法等については実施要領で定める。

(3) (略)

##### 2 (略)

##### 3 安全の確保に関する措置

##### (1) 避難措置の指示の通知及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、対策本部長より避難措置の指示に関する通知を受けたときは、通知の内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。

(2) (略)

##### 4～9 (略)

##### 10 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、赤十字標章及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成1

7年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、別に定める交付要綱により、以下のとおり、赤十字標章等及び特殊標章等を交付し、又は使用させる。

(1) 赤十字標章等

ア、交付等の対象者

①避難住民等の救援の支援を行う文部科学大臣が所管する医療機関

②避難住民等の救援の支援を行う文部科学省の職員たる医療関係者

③①及び②に定める対象者以外の文部科学大臣の所管する医療機関である指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構〕

④ (略)

イ、 (略)

(2) (略)

第3節 (略)

第4節

1 (略)

2 武力攻撃事態等への対処に関する措置

(1)・(2) (略)

(3) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

ア、核攻撃等の場合の医療活動

文部科学省は、対策本部等の要請に基づき、量子科学技術研究開発機構の派遣する医療従事者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力するとともに、大学病院に対し、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣や、量子科学技術研究開発機構等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を量子科学技術研究開発機構が行う場合、これへの協力について要請する。

イ・ウ (略)

3 (略)

第5節 武力攻撃原子力災害に関する措置

1 平素からの備え

7年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、別に定める交付要綱により、以下のとおり、赤十字標章等及び特殊標章等を交付し、又は使用させる。

(1) 赤十字標章等

ア、交付等の対象者

①避難住民等の救援の支援を行う文部科学大臣が所管する医療機関

②避難住民等の救援の支援を行う文部科学省の職員たる医療関係者

③①及び②に定める対象者以外の文部科学大臣の所管する医療機関である指定公共機関〔放射線医学総合研究所〕

④ (略)

イ、 (略)

(2) (略)

第3節 (略)

第4節

1 (略)

2 武力攻撃事態等への対処に関する措置

(1)・(2) (略)

(3) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

ア、核攻撃等の場合の医療活動

文部科学省は、対策本部等の要請に基づき、放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力するとともに、大学病院に対し、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣や、放射線医学総合研究所等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所が行う場合、これへの協力について要請する。

イ・ウ (略)

3 (略)

第5節 武力攻撃原子力災害に関する措置

1 平素からの備え

(1)・(2)

(3) 緊急被ばく医療体制の構築への支援

量子科学技術研究開発機構及び国立大学法人広島大学と相互に連携し、緊急被ばく医療体制の構築を支援する。

2 武力攻撃原子力災害への対処に関する措置

(1) 武力攻撃原子力災害時の職員の派遣等

対策本部又は関係地方公共団体等の要請に基づき、対策本部、武力攻撃事態等現地対策本部及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣を行うとともに、量子科学技術研究開発機構及び日本原子力研究開発機構などの関係機関等の専門家の現地への派遣に協力する。

(2) 緊急被ばく医療

必要に応じ、量子科学技術研究開発機構の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力する。同チームは都道府県の国民保護対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。また、大学病院に対しても、同チームと同様の活動を行うよう要請する。

第6節 (略)

#### 第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1 (略)

2 緊急対処保護措置の実施等

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画第2章から第4章までの定めに基づいて適宜行う。

この場合において、国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

(1)・(2)

(3) 緊急被ばく医療体制の構築への支援

放射線医学総合研究所及び国立大学法人広島大学と相互に連携し、緊急被ばく医療体制の構築を支援する。

2 武力攻撃原子力災害への対処に関する措置

(1) 武力攻撃原子力災害時の職員の派遣等

対策本部又は関係地方公共団体等の要請に基づき、対策本部、武力攻撃事態等現地対策本部及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣を行うとともに、放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構などの関係機関等の専門家の現地への派遣に協力する。

(2) 緊急被ばく医療

必要に応じ、放射線医学総合研究所の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力する。同チームは都道府県の国民保護対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。また、大学病院に対しても、同チームと同様の活動を行うよう要請する。

第6節 (略)

#### 第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1 (略)

2 緊急対処保護措置の実施等

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画第2章から第4章までの定めに基づいて適宜行う。

この場合において、国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。